

保税蔵置場の許可期間の更新について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和3年4月5日

大阪税関長 小林一久

被許可者の名称及び住所	保税蔵置場の名称及び所在地	更新した期間
三井倉庫株式会社 東京都港区西新橋三丁目20番1号	三井倉庫株式会社 埠頭倉庫 大阪府大阪市港区海岸通3丁目1番35号、3番5号	自 令和3年5月1日 至 令和9年4月30日